

## 「NTT 施設設置負担金」の廃止について

鬼木 甫

大阪学院大学

### I. まえがき

電話料金には、「基本料」と「通話料（度数料）」の区別がある。基本料は、電話使用の有無にかかわらず支払う固定料金である。通話料は電話使用时间等によって変動する料金である。このような料金構成は「二部料金制度」と呼ばれ、電話のほか電力・水道などの公益事業や、クラブ型（メンバー制）のサービス供給において広く使われている。

一般に電話・インターネットや電力・水道・交通機関などの「ネットワーク産業」では、多数の消費者が固定資産であるネットワーク設備を共用する。ネットワーク設備の償却期間は数十年という長期にわたることが多く、また設備の各部分の使用度（混雑の程度）は時間的にも地域的にも変動する。これに加え、ネットワーク設備には更新と拡張が頻繁に加えられるため、消費者は新旧の設備を併せてサービス供給を受けている。その結果、ネットワーク産業では「サービス原価」の算定が困難であり、料金設定が恣意的になりがちである。二部料金制度はサービス生産の固定費と変動費を区別し、これに対応する料金を設定する試みであると言うこともできる。

さらにネットワーク産業では「規模・範囲の経済」から自然独占が生じがちであるため、政府が公正・公平取引の実現や消費者保護を目的とする公的規制を課すことが多い。（政府自身がサービスを提供する場合もこれと同じである。）供給価格に対する規制はそのための主要手段の 1 つである。そしてこのことは、ネットワーク産業での価格設定にさらに恣意性が加えられることを意味する。その結果、実際に設定される価格が規制目的から外れ、不公正・不公平な価格設定や、消費者・国民一般の保護よりも（独占力を持つ）事業者など一部の関係者の利益を優先する結果を生ずる可能性がある。したがって、政府が関与する産業、とくにネットワーク産業における価格設定には、それが規制目的を満たしている

か否かについて注意を払う必要がある。

ところで（固定）電話サービスについては、上記の二部料金に加え、当初加入時に 1 回だけ支払う「施設設置負担金（負担金）」が課されている。それは電話が政府事業であった戦前にはじまり、NTT が公社形体をとっていた時代を経て現在まで続いている。

現在では、電話が超過供給の状態にあるため、負担金は実質上名前だけの存在になった。しかしながら戦後日本の経済成長期においては、NTT の「負担金」収入が、電話ネットワークすなわち現在の情報通信ネットワークを建設するための原資の一部になった。最近にいたり「負担金制度」は廃止の方向に動いている。しかしながら、過去の経緯からその是非をめぐって論議が起きており、「負担の公正・公平」という観点からこれをどのように考えるかについて問題が残っている。本稿では、この負担金問題について解説を試み、過去の経緯を検証して筆者の考えを明らかにしたい。

以下第Ⅱ節では、負担金の現状とその廃止方策について説明する。第Ⅲ節では、過去の経緯を理解するために負担金制度の歴史の概略を述べる。これらの第Ⅱ、Ⅲ節は後の議論のための「材料提供」を目的としており、なるべく筆者の意見を混えず、事実の説明をおこなう。第Ⅳ節では「負担金の性質」について対立する 2 個の考え方（「加入者による基本料の前払い」、および「加入者による NTT への出資金」）について、まずそれぞれの考え方とその含意を考察し、次いで両者を経済面および法制面から比較する。第Ⅴ節は負担金についてのより立入った考察であり、ここでは筆者の意見を加えながら、いまや過去のものとなりつつある負担金制度が持っていた問題を考え、そこから将来に向けて何を学ぶことができるかを議論する。最後の第Ⅵ節は結論である。

## II. 「負担金」制度の現状と同廃止方策の決定

### A. 現状

現在、新規に「NTT 固定電話（電話）」に加入するには、2 通り（あるいは 3 通り）の方法がある。第 1 は負担金 3 万 6 千円（2005 年 3 月以前においては 7 万 2 千円）を支払う通

常の方法である。第2は「ライトプラン（お手軽プラン）」と呼ばれている方式で、負担金を支払わず、代わりに毎月の基本料（電話利用の多少にかかわらず支払う固定料金）に250円（2005年3月以前においては640円）を上乗せする方式である。この場合12年間加入を続けると、上乗せ部分の合計が3万6千円に達するので、12年を超えて加入を続ける場合には、ライトプランでなく、加入時に負担金を支払う第1の方式が安上がりである。ライトプランは数年以内の短期利用者に向く加入方式であると言える。またライトプランを規準にして考えれば、負担金3万6千円は、基本料上乗せ分の「前払い」に相当する。

上記いずれかの方法によって電話に加入すれば、加入権を入手することになる。「加入権」とは、契約（約款）にしたがって電話を利用する権利であり、たとえば国内で他の場所に移転した場合には、移転費用（手数料・工事料）を支払うことにより、電話利用を継続できる。また加入権は、他者に譲渡（名義変更）できる。

新規加入の第3の方法は加入権を他者から入手することであり、通常は加入権取引業者を経由し、市場価格プラス手数料を支払って入手できる。加入権の価格は電話加入の需要と供給によって決まり、戦後しばらく電話が不足していた時代には現在の物価水準からすれば数十万円を超える高値を呼んだこともあった。最近数年間では負担金7万2千円より低い2万円弱の水準に留まっており、次節に述べるように2005年3月以降では6,000円程度にまで下落している<sup>1</sup>。したがって新規加入者から見たとき、第1の方法は現在は不利・不必要であり、また第2のライトプランも、（加入権の市場価格6,000円は上乗せ月額250円の2年分で支払うことができるから）2年を超えない短期利用者にとってのみ意味がある。

## B. 「負担金」廃止方策の決定

すでに報じられているように、情報通信審議会（「審議会」）は2004年10月に、これまで電話の新規加入者から徴収していた「負担金」を段階的に廃止する方針を総務大臣に答申した<sup>2</sup>。またこれを受けてNTTは、従来の負担金7万2千円を2005年3月から3万6千

---

<sup>1</sup> 朝日新聞[2006]。

<sup>2</sup> 情報通信審議会[2004]（以下「答申」）。

円に半減した<sup>3</sup>。さらに将来においてNTTは、これを5年程度の期間内に全廃するよう検討中と伝えられている<sup>4</sup>。その結果、従来は2万円弱の水準にあった「電話加入権（加入権）」の市場相場が、答申以降は6,000円程度にまで急落し、これが現在まで続いているとのことである<sup>5</sup>。

負担金が廃止され、負担なしでNTTの固定電話に加入できることになれば、加入権の価値はゼロになり、その取引の必要も失われて加入権市場は消滅する。これまで加入権を財産と考えてきた個人ユーザや、これを資産として計上してきた法人ユーザから、とまどいと反撥の声が上がっており、また加入権の取引業者などは死活問題であると訴えている<sup>6</sup>。

これらの点について「答申」は、「加入権と負担金は別個のものである。かりに負担金を支払って加入権を入手したとしても、加入権の価値は経済情勢によって変化する。電話の新規建設費用として徴収してきた負担金の意義は、電話網の拡充が終わった現在すでに失われており、これを廃止することが適切である。（したがってその結果、加入権の価値がゼロになってもやむを得ない。）ただし激変によるショック緩和のため、段階的廃止が望ましい。」という趣旨の説明をしている<sup>7</sup>。

本稿では、主に事業者（NTTなど）の立場から書かれている答申に対し、加入者・一般消費者の立場から負担金の実質的内容について考え、公正・公平基準を満たすその廃止方を提案し、併せてこの問題の意味するところを考える。

### III. 「負担金制度」の歴史

情報通信審議会では、「負担金は、電話の積滞（超過需要）が解消した1970年代の時点で廃止しておくべきものであった。」と述べているが<sup>8</sup>、たしかに負担金制度は、戦後日本に

<sup>3</sup> NTT（日本電信電話株式会社）[2004b]。

<sup>4</sup> 朝日新聞[2004]。

<sup>5</sup> 日本経済新聞[2004]、朝日新聞[2006]。

<sup>6</sup> 朝日新聞[2006]は、通信機器レンタル会社などが、負担金減額による電話加入権の資産価値下落についてNTT東西などに対し計約1億円の損害賠償を求めため、2006年5月30日に東京・大阪地裁に集団提訴することになると報じている。

<sup>7</sup> 「答申」第II部。

<sup>8</sup> 「答申」第II部。

おける電話網建設の遺物であると言うことができる。同制度の背景を理解するために、その歴史を簡単にまとめておこう。戦後のNTT電話の歴史は大別して、(1) 固定電話網建設期 (1970年代中葉まで)、(2) 固定電話サービスの成熟・充足期 (1970年代中葉から90年代末まで)、(3) 固定電話の縮小・超過供給期 (1990年代末から現在まで)、に分けることができる。

#### A. 電話網建設期 (1970年代まで)

固定電話の世帯普及率は現在100%に近いが、第二次大戦直後は1%台であり、その半数が戦災のため使用不可能であった。つまり日本の電話建設は、戦後ほとんどゼロ水準から始まり、1970年代中葉までの30年間に先進国水準にまで達したと言うことができる<sup>9</sup>。

戦後の経済復興・成長期においては、経済活動の重要インフラである電話網を急速に建設することが強く望まれたが、当時の日本経済は、現在とは逆に極端な資金不足 (貯蓄不足) の状態にあり、資本市場 (株式・債券市場) も本格的には機能していなかった。NTT (当時は電信電話公社) は、電話網建設に必要な資金を入手するため、電話加入者に対して資金の一部を負担することを求めた。当初は、新規加入時に電信電話債券 (加入者債券) の引受 (購入) と「負担金」支払の双方が必要であったが、1983年以降は負担金のみで済むことになった。つまり制度的には、この時期の負担金が現在まで続いているのである<sup>10</sup>。

電話は現在必需品になっており、携帯電話を含めて考えるとほとんどすべての世帯に普及し、現在では世帯単位から個人単位へと普及が拡大中である。しかしながら戦後日本においては電話は高級品であり、1960年代初頭でも、電話加入に必要な負担金は多くの人にとって1ヶ月の収入を大きく超えていた。しかも電話は極端な超過需要の状態にあり、電話

---

<sup>9</sup> 経過の詳細については、たとえば井上[2002, 2004]およびその参照文献を見られたい。

<sup>10</sup> なお負担金制度自体は、電話が政府事業であった戦前から継続している。他方加入者債券の引受は1949年から開始され (当初は36,000円)、途中曲折を経て、電話網建設が加速した1960年からは15万円分の引受が要請され、これが1983年の廃止まで続いた (日本電信電話公社[1984]、第II部)。加入者が購入した債券はそのまま転売できたので、加入者の多くは売買価格差1万円程度を負担するだけで済んだ。これに対し全額が加入者の負担となる「負担金」は、上記のように戦前の電話国営時代から続くが、1960年に「設備料」名称で10,000円となり、1976年には80,000円まで増額された。1985年の民営化以降、工事料8,000円と区別し、「施設設置負担金」72,000円を支払うこととなった (同上、井上[2004, 8章])。これが2005年3月に36,000円に減額された。

加入を申し込んでも、開通まで1年や2年は待たされるのが普通であった。

したがって負担金を支払って入手した加入権は貴重な存在であり、加入申込後に長期間待つことができない企業・法人が、負担金の数倍あるいは十数倍の代価を支払って加入権を市場で入手することも珍しくなかった。つまり加入権の保有者は、電話が不要になっても負担金の払い戻しを求める必要はなく、当初の支払金額をはるかに上回る価格で加入権を転売できたのである。このような環境の中で「加入権は財産である」とする認識が広く成立した。またその売買を取り扱う多数の加入権取引業者が出現し、加入権取引市場も成立することになったのである<sup>11</sup>。

## B. 電話網の充足・成熟期（1970年代中葉から1990年代末まで）

この時代に入ると電話は「申し込めばすぐつながる」ようになり、電話加入にかかる超過需要は解消した。しかしながら、電話網の建設スピードは落ちたものの、電話加入者は依然として増加を続けていた。またNTTは、電話網のグレードアップ（自動ダイヤル化や1980年代以降ではデジタル化など）のために多額の投資資金を必要としていた。加入者債券を含む電話債券の発行等により外部資金を使うことはできたが、利子支払や返済を必要としない負担金収入は、NTTにとって有利な資金調達手段であった。またNTTは電話サービスを独占的に供給していたので、高価格を意味する負担金制度を維持し続けることができた。

1985年にNTTは民営化されて現在の株式会社になり、また市内電話を除く市外・国際電話等の分野でNCC（新通信事業者）との競争が始まった。しかしながら市内電話、とりわけユーザ宅と電話局を接続する「アクセス部分」の供給は、ほぼ完全にNTTの独占下に残り、アクセス部分の投資資金に充てるとされた負担金制度はそのまま維持された。現在から考

---

<sup>11</sup> ちなみに、この期間電話加入にかかる超過需要（「積滞（せきたい）」と呼ばれていた）が長期間存在し続けたことは、負担金を含めた当時の電話料金が、電話需給の均衡価格よりもはるかに低い水準に設定されていたことを意味する。もとより日常生活の感覚からすれば電話料金は極端に高く、「電話は高級品」であったが、他方電話の利便性から多くの世帯・企業が電話加入を望んでいたためである。また電話利用の価格がこのように「均衡水準より低く」設定されたことは、電話に対する強い需要を喚起し、「加入者債券引受」という手段を可能にして日本経済の中で当時不足していた投資資金を電話網建設に集中する役割を果たした。そしてその結果、電話網インフラの急速建設が実現したのである。その建設スピードは、主要国中で第1番目であった。災害などによる電話不通時の不便から分かるように、電話網はわれわれの生活・仕事のための重要なインフラである。戦後日本において電話網の急速建設を実現できたことは、当時の日本経済の成長・発展に大きく貢献したとすることができる（詳しくは鬼木[1996]II部参照）。

えれば、株式会社への転換時は負担金制度を見直す好機であったが、民営化検討の中で見直しの主張はほとんどなされなかった<sup>12</sup>。

### C. 電話加入の需要減少・超過供給期（1990年代末から現在まで）

1990年代末に入ると携帯電話の急速な普及により、NTTの（固定）電話加入者数が頭打ちから純減に転じた。その結果電話網の新規建設は、地域間不均衡の補正程度に限られることになってNTTの投資額が減少し、また投資内容も電話回線や交換機のグレードアップ（光化、デジタル化など）に向けられるようになった。さらに2000年代に入るとインターネットが急成長し、従来の電話網は近い将来インターネットのIP方式を採用することになると考えられるようになった。つまり、「電話網拡大のための投資」という負担金の使途名目が消滅したのである。

加入権が超過需要から超過供給に転じたことを反映して、その市場価格は負担金水準を大幅に下回り、新規加入者の大部分は、（NTTに負担金を支払うことなく）電話加入権を同取引業者から購入するようになった。このことは、旧来の電話加入者にとって加入権という財産が目減りしたことを意味する。（バブル後における土地・株式価格の急落と類似する。）またその結果NTTの負担金収入が減少し、現在ではほぼ無視できる程度になっている<sup>13</sup>。

またサービス供給の側面から考えると、負担金制度はNTTにとってむしろ重荷となってきた。7万2千円（2005年3月以降では3万6千円）という負担金が名目的にも存在していることは新規加入を阻害し、電話網からの脱退（携帯電話への乗り換えなど）の原因にもなっていると考えられるようになった。NTTは2002年2月に、「負担金」による新規加入と並んで「ライトプラン」制度を新設した。さらに現在では、NTTのアクセス回線が他事業者に開放され、これを使う「アクセスサービス（直収電話）」競争が出現している<sup>14</sup>。またNTTはアクセス回線を旧来の銅線から光ファイバーに切り換えつつあるが、独占供給の象徴とも言える負担金の存在が、「光ファイバーによるアクセスサービスにおけるNTTの独占的存

<sup>12</sup> 井上[2002] 5-7章の記述・資料から著者が推測。

<sup>13</sup> 2003年度の負担金収入は64億円であり、これは同年度のNTT収入11兆円弱の0.06%にすぎない（「答申」Ⅱ部1節 図12、NTT[2004a] p.76より）。

<sup>14</sup> これは今回NTTが負担金廃止に踏切った主要な理由と考えられる。

在」という印象を強め、この理由から独占供給者の義務である「光ファイバーの低価格開放（ダークファイバーの供給）」を要求されることを避けたいと考えているかもしれない。

上記の理由から「負担金」制度廃止の動きが生じ、2004年秋の審議会答申となったものと理解することができる。

#### IV. 「負担金」の実質的内容と同廃止のための方策について

私有財産を基盤とする市場経済の枠組の中で「負担金」を考えよう<sup>15</sup>。その実質的内容として、筆者は、第1に「基本料の前払い」とする立場と、第2に「NTTへの出資金」とする立場の2個があると考えている。このいずれを採るかによって「負担金」廃止に伴う公正・公平な方策が異なる。本節ではこの両者について説明し、その含意を述べる。

##### A. 「負担金」を基本料の「前払金」と考える場合

審議会の「答申」は、基本的に負担金は「基本料」の前払いであるとする立場を採っている<sup>16</sup>。前払金としての性格は、新規加入の第2の方式、すなわち「ライトプラン」と比較すると明らかである。ライトプランを規準に考えれば、負担金は基本料の一部を新規加入時に「前払い」するものと見なすことができるからである。

基本料の前払金と考えられた負担金を廃止するための方策としては、大別して以下の2種類を考えることができる。第1は、負担金とライトプランの上乗せ分（毎月250円）を

<sup>15</sup> 負担金を市場経済の枠組の外で考えること、具体的にはそれを電話サービスの受益者が負担する「目的税」とすることも不可能ではない。NTT公社が発足した1952年以前においては、電話は政府事業であり、その時期の負担金（名称は時代によって異なる）は政府収入の一部であった（1933年以降は特別会計、同年以前は一般会計）。したがってこの時期については、負担金を租税（目的税）と同列に扱うこともできる。しかしながら、1952年以降においては同事業をNTT公社が受継ぎ、1985年にこれがNTT株式会社になっている。公社は、政府が自らの事業を市場経済の枠組の中で実施するための組織形体であり、株式会社はもとより市場経済の枠組の中で事業を営むための代表的な存在形式である。したがって、1952年以降に支払われた負担金を租税と同列に扱うことはできない。これらの点については第V節で再論するが、上記の理由から、本論文では負担金を市場経済の枠内で考察する。すなわち私有財産権が保証され、直接の対価を伴わない財産の一方的な移転・収奪は（不法行為によるもの、法律が定めた租税の徴収、支払者の自発的意志による寄付などを除き）あり得ないことを前提して議論を進める。

<sup>16</sup> 「施設設置負担金は、加入者回線設備の新規架設工事に係る費用の一部に充てられており、本来であれば、加入者回線設備に係る費用は基本料で回収すべきところ、早期に電話網を整備するための投資資金調達という目的のため、基本料の前払い的な性格という位置付けで、すべての新規加入者から徴収しているものである。」なおこの内容は「答申」の考え方であるが、法律・規則あるいはNTTの約款によって明文化されているものではない。なお、従来からマスコミ等で伝えられているNTTの説明は、基本料の前払いというより、上記内容のうち「電話網整備のための投資資金調達」に重点が置かれていた。



同時平行的に廃止する方策である。説明を簡単にするため、段階的廃止でなく、「一挙廃止」の場合を考えてみよう。この場合、たとえば2007年4月から負担金を廃止し（ゼロ水準にする）、また同時にライトプランの上乗せ分も廃止する。上乗せ分の廃止は、現在および将来のライトプラン加入者すべてについて適用される。その結果同月以降の新規加入者は、加入申込みと同時に加入権を取得し、また既加入者と同一の基本料を月々支払うだけで加入権を維持することになる。答申は具体的な制度内容を提示していないが、全体の議論から推察すると、（段階的導入としている点を別にすれば）主としてこの方式を想定しているものと推察できる。

この方式は一見するところ簡明に見えるが、問題を含んでいる。まず第1に、この方式が、現在および将来における加入者の一部を対象とする「値下げ」になっていることに注意されたい。現在のライトプラン加入者は、2007年4月から毎月250円だけ基本料が減額される。また将来の加入者は、負担金あるいはライトプラン上乗せを免除される。これに対し、過去において負担金を支払った現在の加入者は、何らの恩恵も受けない。つまりこの方式は、NTTの「値下げ」において、過去に負担金を支払った現在の加入者と比較して、現在のライトプラン加入者および将来の加入者を優遇するものである。これはNTTによる料金設定（値上げおよび値下げの双方を含む）において要求される公正・公平原則に反する可能性がある。

なお上記は、負担金および上乗せ分を一挙に廃止する場合だが、これを段階的に廃止する場合でも本質的な相異はない。値下げの効果が、一挙廃止の場合には2007年4月の時点ですべて発生するが、段階的廃止の場合には2007年4月から数年かけて発生するだけの違いであり、公正・公平原則に反する点では同じである<sup>17</sup>。

第2の方策は、負担金を廃止するとともにライトプランを一部修正してこれを新規加入者に適用し、NTTによる「値下げ」がユーザに及ぼす差別を軽減・防止するものである。具体的には2007年4月から、まず新規加入者に対する負担金を廃止し、新規加入はライトプ

---

<sup>17</sup> 2005年3月における負担金およびライトプラン上乗せ分の減額はこれに該当するものであった。

ランのみに絞る。同時に現在および将来のライトプラン加入者について、負担金相当額を支払い終えた後（すなわち加入時から 12 年経過した後）の上乗せ分も廃止するのである。この場合、2007 年 4 月以降の新規加入者は、当初 12 年の期間は負担金に相当する月額 250 円分の上乗せ分を支払うことになる。つまりこの方式は、現在のライトプランの上乗せ分を加入後一定期間を経て取り去る方式であり、新規加入者が従来 of 加入者と同様に負担金相当額を支払う点では現状と同じである。したがってこの方式は値下げを含まず（ただし次パラグラフに述べる分を除く）、新旧の加入者に対する差別を生じない。また「ライトプラン」の用語は不要になる<sup>18</sup>。

この方式は、現在ライトプラン加入者から半永久的に徴収している上乗せ分を 12 年に短縮するという意味では「値下げ」になる。しかしこの値下げは、いわばライトプラン加入者からの「取りすぎの修正」であり、公正・公平原則には反しないであろう。

本方式においては、第 1 の方式と比較して、負担金廃止の激変ショック軽減のための「段階的適用」が不必要である。必要な措置は、負担金廃止とライトプラン上乗せ期間の短縮のみであり、それは現状をほとんど変えないから、2007 年 4 月に「一挙導入」してもショックはほとんど生じない。

さらに本方式によると、従来からの加入権は、上乗せ分支払を（一部）回避しつつ電話を利用できる権利として、一定の市場価値を持って存続する。つまり一時的な電話加入者、たとえば上乗せ分を 4 年間支払った後に電話が不要になったユーザから（上乗せ 4 年分支払い済の）加入権が供給され、これが残余 8 年以内の期間だけ電話の一時的使用を希望するユーザに譲渡され得るからである。

本方式に加え、もし上乗せ分を 2007 年 4 月にすべて廃止する場合を考えれば、結果は第 1 の方式（一挙廃止の場合）と同じになる。つまり本方式は、第 1 の方式に含まれる「値下げ」と「（一時金としての）負担金の廃止」を分離し、後者のみを実施するものである。もとより第 2 の方式による負担金廃止後に NTT あるいは規制当局が必要と判断する場合には

---

<sup>18</sup> 答申は、「ライトプランへの影響」という形だが、本方式に近い選択肢を提示している（「答申」II 部 3 節(3)(ウ)②）。

(後者の場合プライス・キャップ規制を使って)、新旧の加入者に対する「値下げ」を実施することをさまたげない。つまりこの場合NTT(あるいは規制当局)は、値下げについて第1の場合よりも多くの自由度を持つことになる。公正・公平規準から考えれば、値下げを実施するのであれば、電話を利用するすべての加入者に広く適用すべきであろう<sup>19</sup>。

なお、電話のようなネットワークについては、加入者が長期間継続利用する場合、利用開始時に必要とされる固定費用が分散され、毎月の単価が低くて済むという事情がある。逆に言えば、短期間たとえば数ヶ月間のみ電話を利用するユーザが、10年以上継続して利用するユーザと同一の料金しか支払わないことは、利用期間にかかる規模の利益が価格に反映されないという理由から不合理・不公平である。実際、現在の携帯電話に見られるように、電話事業者は長期継続割引・ポイント支給などの方法で、ユーザを自身のネットワークにつなぎ止めようと試みている。第2の方式を採用すれば、NTTが将来必要とする場合、上記上乘せ分を活用・調整することによって実質上の「長期利用割引」を実現することが可能である(その場合加入権の市場価値は、割引内容に応じて変動することになる)。

以上の理由から、筆者は、「負担金は基本料の前払いである」とする立場からの負担金廃止方策としては、上記第2の方式を提唱したいと考える。

## B. 「負担金」を加入者によるNTTへの「出資金」と考える場合

「負担金」を基本料の前払いと考えず、加入者によるNTTへの「出資金」とであるとも考えることもできる<sup>20</sup>。一般に「出資」の典型的な形式は「株式の購入」であり、その内容は、「まとまった金額を企業に払い込み、これに相当する企業純資産の持分を株式の形式で取得・保有し、配当その他(総会における投票権等)の見返りを受け取る。この持分(株式)は他者に譲渡できる。」である。負担金制度は、上記要件のすべてを充たすものではないが、その主要部分は充たしているので、株式保有に準ずる出資金として考えるべき、という立

<sup>19</sup> 本稿では、NTTによるアクセス・サービスの独占供給について、その有無・程度や、そこから生ずる独占供給価格の規制の是非、アクセス回線(光ファイバー)の開放の必要性の有無などの議論には立入らない。これらはもちろん重要な問題である(鬼木[2005]、総務省[2006])が、本稿のテーマとは別のテーマである。

<sup>20</sup> なお「答申」は、前述のように「負担金は基本料の前払いである」とする観点のみを採用しており、「負担金を出資金と考える」立場については言及していない。

場である。その当否を検討しよう。なおここでは、負担金が出資金であることを前提したうえで、負担金廃止のための合理的方策を考える。負担金が基本料の前払いあるいは出資金のどちらと考えるべきであるか、またこれを含め、従来の負担金制度自体にどのような問題があったかについては、次節以下で考察する。

負担金の性格について NTT は、「新規加入者へ電話サービスを供給するために必要な設備等の建設費用に充てられる金額であり、加入終了時においても払戻しは行わない。」と説明している。このことは、負担金の現金による払戻しを否定しているが、それを NTT への出資と見することを否定するものではない。株式発行等によって集めた資金を現金で払い戻すことは（清算時を除いて）おこなわれず、また集めた資金をサービス供給に必要な設備投資に充てることは、通常のことである。ただし「負担金を出資した」加入者が NTT の経営に（株式会社総会における投票による場合のように）影響力を行使することはないので、ここで論じている「出資」は、「投票権は無いが配当を受ける権利はある株式」に相当する。

NTT が公社であった時代には、当時の所得水準から見た負担金の大きさから考えて、出資金としての性格を強く持っていたと考えることができる。負担金は、NTT の設備、とりわけ加入者を最寄りの電話局と結ぶための回線（アクセス回線）等の設備に投資された。そのために多額の資金を負担した加入者が、その設備について自己の「所有権」を主張するのは、市場経済における等価交換の原理から当然であろう。（これを否定することは、NTT による財産の一方的な収奪を認めることになってしまう。）実際には、加入者に直接の所有権を認める代わりに、NTT 資産全体の所有権の中で一定の「持分」を認めるわけであり、これを実現するのが株式という制度である。

もとより NTT が公社形体を取っていた時期においては、株式発行は制度上不可能であった。しかしながらここでは議論を分かりやすくするため、株式による出資に準ずる形で負担金内容について考えてみよう。まず負担金に対する「見返り」は「電話利用の保証」、つまり加入権のみであり、現金配当は無い。つまり、「電話を利用する権利」という「実物配当」を受けていたと考えることができる。株式本体に相当する部分については、公社純資

産の「持分」として存在していたと考えるべきであろう。しかしながら加入者の立場から見れば、当時において加入権価格が高水準に留っていたため、持分のことはあまり問題にならなかった。負担金による出資の「現物見返り」である加入権の価値が高かったのも、高額な負担金支払いを受け入れたと考えることもできる。また上記「持分」と「加入権」は一体化されており、これを分離して他者に譲渡することは制度的に認められていなかったため、負担金による出資の結果が「加入権」によって代表されていると考える（誤解される）ようになった。しかしながら 1970 年代中葉以降、電話の超過需要が解消すると、「実物配当」である加入権の価値が低下し、加入権の市場価格は負担金を上限とし、需給要因に基づいて決まるようになった。

以上をまとめると、負担金形式による「出資」は、通常の株式出資と以下の 2 点で異なっている。第 1 に、出資に対して株券（総会での議決権付）のような有価証券が交付されなかったこと。第 2 に、出資の見返りが配当などの金銭でなく、加入権つまり「電話を使用する権利」の形をとっていたこと、である。

1985 年における NTT の民営化は、公社形態のもとで加入権と持分が一体化した形で存在していた「出資」を、株式形式に転換する機会であった。実際には、民営化時において、新しい株式会社である NTT の株式を政府がすべて無償で（公社から）譲り受け、政府はその一部を市場で売却した。もし負担金が NTT への出資金であったとすれば、政府は民営化の時点で、加入者からその「持分」を一方向的に収受（収奪）したことになる。株式は、当初 100 万円を超す高値で売買されたが、その後変動を繰り返し、現在は 60 万円程度の水準にある。

NTT 株式会社の成立直後において、もし既加入者による出資持分を株式に転換したとすれば、どのような経過になったかを考えてみよう。この場合、公社時代に一体化されていた持分と加入権が分離されることになる。加入者の持分は公社に対する出資の結果であり、かつ政府が公社から NTT の株式をすべて無償で譲り受けたのであるから、政府が加入者持分に対して株式を交付するのが至当であろう。次に交換比率（1 加入に対して NTT 株式何

単位を交付するか)が問題である。いくつかの方法が考えられるが、もとより完全無欠な方法は存在しない。たとえば一定の期間を設け、加入者の選ぶ時点の市価で負担金額(当初出資額)72,000円に相当する株式(総会投票権なし)と持分を交換する方法が考えられよう。次に、実物給付としての加入権の内容をどのように処理するかを決めなければならない。他者に譲渡できる財産としての加入権は、もちろん株式に移る。電話利用にかかる加入権は、株式から分離されて加入者の手許に残るが、持分が除かれるから、これは当初において無償で与えられた場合に相当する。したがって不当利得を排除するため、他者に譲渡することはできないとするのが至当であろう。ただし加入者が国内において移転したときに電話利用を継続できる権利を残すことは考えられる。

もちろん実際には、加入権の株式への転換は実施されなかったので、NTTが株式会社になった後も、公社時代の加入権はそのまま存続し、民営化後20年を経た現在まで続くのである。

「加入権は財産である」という主張が現在まで残っているのは、上記のように負担金がNTTへの出資であるとする考えが背景にあるからであろう。とりわけ公社時代に、当時の生活水準からすれば高額であった負担金を支払った加入者は、この考えを強く抱いているであろう。なお民営化後に、NTTは加入権が財産であることを強調して電話の新規加入を勧誘したが、これも同じ背景から生じたものであろう。このことについて答申は、「加入者の誤解を招く行動であった」と批判しているが、当時における国民(総務省(当時の郵政省)を含む)の理解は、このような勧誘を是認していたのではないだろうか<sup>21</sup>。

さて負担金はNTTへの出資であるとする立場を認めれば、今回の「負担金廃止」に伴い、従来の加入権をNTT株式に転換することが公正・公平な措置ということになる。これはいわば、NTTの民営化時に実施すべきであった措置を、20年遅れて実施するものである。現在の加入者は多様な存在であり、公社発足当時の加入者から最近の加入者までの数千万人を

---

<sup>21</sup> 当時の考え方の如何にかかわらず、答申がこの点についてNTTのみを批判しているのは片手落ちである。郵政省はNTTを規制・監督しており、もしNTTの加入勧誘が不適切であればこれを是正すべき立場にあったからである。

含んでいる。また半世紀前と現在とでは、平均所得も物価水準も大幅に異なっている。したがって、実施方策には多様な選択があり、万人の納得する「転換」を実施することは不可能であろう。現在の株式市場への影響も考慮に入れる必要がある。またそのための実施コストも大きいだろう。さらにNTTの規制・監督担当は総務省であり、また政府の保有するNTT株式の名義は財務大臣になっているので、加入権のNTT株式への転換には、少なくとも内閣レベルの決定、あるいはNTT法の改定・新法制定が必要になる<sup>22</sup>。

加入者（国民）の大多数が「負担金はNTTへの出資金である」と考えている場合、政府が負担金のNTT株式への転換という措置を、上記の困難にもかかわらず実施すれば、かりに実施内容が完全でなくとも、国民は「政府は公正・公平な政策を実施する」と考え、政府に対する信用が高まるであろう。他方、この場合に政府が上記措置を見送れば、「政府は国民の財産をなしくずしに取り上げたのではないか」との疑念が生じ、政府に対する信用が減退する。国民は多数の局面で政府施策に対して疑念を抱き、また（たとえば年金制度の現状に見られるように）自己の財産を防衛する行動をとるようになるだろう。そしてかりにこの種のことが度重なり、政府に対する国民の信用が大きく失われれば、政府施策の実施はますます困難になり、長期的に国家・社会組織が劣化・崩壊し、結局政府を含む国民全員が被害者になってしまうであろう。「答申」は、政府施策に対する国民の信用の維持ということに全く触れていないが、重要な論点ではないだろうか。

### C. NTT 会計における負担金の取扱い

「負担金」の性格をさらに立入って検討するため、次にそれがNTTの会計上どのように取扱われていたかについて述べる。驚くべきことだが、負担金はNTTの財務諸表には載せられていない。つまり財務諸表とは別に管理されている。この処理は「圧縮記帳」と呼ばれ、民営化前の公社時代から現在の株式会社に到るまで続けられている。公表財務諸表中

---

<sup>22</sup> かりに単純な方式を採用するとして、2004年秋の時点で負担金72,000円に相当するNTT株式を、2004年10月末の市場価格に近い1株450,000円で評価したうえで2004年3月末の加入者約5,100万人に交付したとすれば、負担金合計は約3.66兆円になる。発行済みのNTT株式約1,574万株のうち、2004年3月末の時点で約46%に当たる723万株が財務大臣名義で保有されており、1株450,000円での評価額は約3.25兆円である。したがって政府保有の株式は、上記方式による交付にはわずかに不足するという状態であったとすることができる。

には、負担金を「圧縮記帳」している旨が書かれている。なお法人税法 45 条 1 項に圧縮記帳の規定があり、公益事業における固定資産税等を節約するために（損金処理を適用して）固定資産額を実体より減額記帳することを認めている。NTT による圧縮記帳もこれに準じているものと考えられる。しかしながら、その内容詳細は公表されていない。

通常の会計処理の原則に基づいて考えれば、加入者が支払った負担金は（それが前払いであっても出資金であっても）バランスシートの負債・資本の項目として入るはずである。これが実際には公表されたバランスシートに入っていない（圧縮記帳されている）のであるから、公表分とは別の帳簿に、負担金が、それに対応する資産とともに記載されていることになる。つまりその金額だけ NTT の公表バランスシートの資産が減額（圧縮）されている。最近において筆者は NTT の関係者から、「圧縮記帳分の数字も償却が進んだため少額になった」旨聞いたことがあるが、もしこれが正しければ、別に記帳されていた設備などの資産額が償却によって減少し、負担金もこれに対応するよう「減額」記帳されているのであろう。この場合、別帳簿に記載された資産を使って得た収入および同資産の償却費用は、（別帳簿でなく）公表された財務諸表中の損益計算書に記載されていると推測できる。これが正しければ、別帳簿中で減額された負担金相当額は、実質上公表バランスシートの資本・利益準備金として転記されていることになる。つまり、圧縮記帳を含む上記の会計処理は、長期的に、加入者が支払った負担金を、NTT バランスシートの資本・利益準備金（実質的には内部留保された利益）に付け替える効果を生じている。

「圧縮記帳」の採用は、NTT（公社）が電話網の急速建設という目標を掲げていた時期に、「NTT に対する租税公課負担を軽減するため」と説明されていた。しかしながら上記の考察から、圧縮記帳は、負担金が財務諸表上で「加入者による出資金」としての外観を呈することを避ける効果をも生じていたことになる。もし負担金をバランスシートに記載すれば、それは負債・資本の 1 項目になるので、電々債などの負債と同列に扱われるか、あるいは自己資本の一部（つまり出資金）になる。また「加入者による基本料の前払い（NTT の前受金）」として負債項目に入れることも、前払いの内容（前受金が将来のどの収入に対



応しているか) を明らかにすることができないので実行できないからである。

NTTが株式会社になった後においては、このようないわば「簿外記帳」は、会社の実体とかけ離れた財務報告書を作成し、株主・投資家をミスリードする行為と見なされる。それが兆円単位の巨額に達していることを併せて考えると、税法上の例外規定に準じているという理由で形式的な合法性は保っていても、内容的に容認できない会計処理であろう<sup>23</sup>。

#### D. 「負担金」の実質的および形式的性質

残った問題は、「負担金」を「基本料の前払い」あるいは「NTT への出資金」のどちらとすることが正しいかである。この点について、負担金の実質的（経済的）性質、および形式的（法律制度的）性質の両面で考えてみよう。

まず負担金の経済的性質から、それが基本料の前払いであるか出資金であるかについて考えよう。第 1 に注意すべきことは、負担金が同時に前払いであり、かつ出資金でもあるという議論についてである。この場合、(2004 年当時の) 負担金 72,000 円の一部たとえば半分の 36,000 円が負担金であり、残りの半分 36,000 円が出資金であると考えすることはそれ自体としては差支えない。しかしながら、負担金 72,000 円のすべてが同時に前払いでありかつ出資金でもあるという議論は、当然のことながら受け入れられない。(それはたとえば、手元の 1,000 円を使って、1,000 円の弁当を買い、同時に 1,000 円分だけタクシーに乗ることと同じだからである。)

上記の点に留意して負担金の経済的性質を考えると、NTT の民営化後、とりわけ電話の超過供給の時代になってからは、「基本料の前払い」の性質が強くなったと言うべきであろう。さらに、「ライトプラン」の導入後は、負担金が同上乘せ分の前払いに相当しているこ

---

<sup>23</sup> なおNTTの会計報告・財務諸表は、公社時代には同監事により、また株式会社になってからは大手監査法人による監査を受けている。会計報告中に「負担金が圧縮記帳されている」旨記載されていることもある。しかしながら監査報告では、この点について意見を述べていない。残念なことだが、筆者は「日本における会計監査水準の実体」を見せ付けられたのではないかという感想を抑えることができない。またNTTの株式は国内だけでなく、米国でも上場されている。一般に株式が上場されるためには、上場企業の活動が包括的に（洩れなく）財務諸表によって公表され、株式を購入する投資家が同企業について十分な情報を入手できる環境が整えられていなければならない。この点について、国内では何らかの「規定・規準」を適用することによって上場資格を形式的に整えているのかもしれない。しかしながら国外では「日本規準」は適用されない。巨額の「簿外記帳」がなされていた状態で、どのようにしてNTTが、厳格な審査で知られているニューヨーク証券取引所の上場資格を得ることができたのか、筆者は疑問に思っている。

とになったので、この論点を強めている。これに対し、公社時代とりわけその初期においては、生活水準に対して負担金が極端に高額であったことから、「出資金」の性質を強く持っていたと考えられる。すなわち、負担金は、公社時代の「出資金」から現在の「前払い」まで、時間の経過と経済環境の変化に応じてその経済的性質を変化させたと考えるのが適切であろう。

次に、負担金の法的側面を考えてみよう。この点については、負担金の性質に関する明文の法律あるいは規則は存在しなかった、というのが実情である。公社時代における負担金制度の実施については、その性格を明確に定義することなく、加入時に「施設設置負担金」を課すことだけが定められた。その後においても同名称が公文書等の書類において使用され、またその意味が文書あるいは口頭で説明されたに止まった。その結果、負担金の法的性質については、当事者によって異なる理解がなされる余地があり、また時代によって異なる理解が生じる余地があったと言わなければならない。一言でいえば、「負担金」の意味に曖昧な部分を残しながら時間が経過したということになる。前述したように、NTTの民営化は負担金の法的性格を明確化すべき機会であったが、実現しなかった。したがって、現時点で法律面から「負担金」の意味を明らかにすることは不可能である。その意味を巡って裁判が行われた場合においても、裁判官は法令に基づく論理的な決定ではなく、裁判官の主観的判断による決定を下さざるを得ないことになる。

上記をまとめると、「負担金」が前払いであるか、出資金であるかの結論を出す明確な根拠は存在しない。法律制度的には曖昧なままに導入された負担金の内容が、経済的には出資金から前払いに漸次変化してきたというのが実体である。またその背景として、NTTが公社から株式会社になりその制度的根拠が大きく変わったにもかかわらず「負担金」に関するNTTと加入者との関係が形式上同一のままに維持された（前述の負担金「簿外記帳」処理を含む）ことを指摘しなければならない。

## V. 「負担金制度」の考察と評価

これまではいわば負担金についての事実確認と理論的考案をおこなったが、最後に負担金制度の問題点を考える。

まず負担金について NTT は、「電話回線等の工事費に充当される費用であり、加入終了時の返金は考えていない。」旨の説明を、公社時代から最近に到るまで繰返しておこなっている。（「基本料の前払い」という説明語句は、最近になって「答申」が使いはじめたものである。）

次に加入者の立場から負担金制度を改めて検討してみよう。

まず負担金制度自体は、（名称・金額は変ったが）戦前に電話が政府事業であった時から存在しており、戦後においてこれがそのまま継続した。この期間においては、負担金（名称は異なる）が租税の一種、すなわち「電話サービスの受益者が負担し、その費用に充てられる目的税」に近い存在と考えられていた。なお戦前から戦後にかけて電話加入数は世帯数の 1%未満であり、その使用は政府・企業や一部富裕世帯に限られていた。

1952 年に電話が政府事業から公社（政府所有の会社）に移管され、市場経済の枠組の中で営まれるようになった際に、負担金の法的性格は曖昧なままに残された。政府によって所有されているが、組織的には政府と別の存在であり、民間の会社と同様に事業を営む公社が、政府と同様に、負担金を、「受益者負担の目的税」として徴収する権限を有しているか否かが法的に明確にされない状態のままで、負担金制度が継続したのである。

この間において、負担金と電話加入権は、経済的側面から国民多数の関心を呼んだ。それは、電話加入数の急速な増大と「加入権市場」の出現である。まず戦後において経済の復興と高度成長が続き、生活水準が向上して電話に対する需要が急速に増大した。またこの時期は（現在と異なり）インフレが相当のスピードで進行したので、負担金を含む電話料金は物価水準の上昇に遅れがちであった。その結果、電話料金は需給をバランスさせる均衡水準を大きく下回り、超過需要（積滞）が発生して、電話加入の待行列が電話開通まで申込後 2 年を超えるほどの状態になった。

そして、（電話加入者の名義変更が認められていたことから）「加入権市場」が成立・発

展し、企業用など緊急の電話加入需要は同市場で加入権を購入することによって満たされるようになった。そしてその結果、負担金を支払って電話加入を実現した個人・企業は、電話加入権を「いつでも加入権市場で売却できる財産」と考えるようになり、加入権を取扱う事業も成長した。電話加入権は一般企業において資産として計上され、また庶民金融の対象としてこれに質権を設定するための法律も作られた。

このような状態の中で電話網の整備が進み、1980年代にはおおむね1戸に1台の普及を達成した。その結果、加入権市場の価格は負担金額に近づき、1990年代に入るとこれを下回るようになった。1989年には、NTTの投資資金調達のために実施されていた加入者債券制度が終了した。金融市場も整備され、NTTは同市場から自力で資金を調達できる状態になったが、加入者数が緩やかではあるが増加していたので、NTTは「無償の資金調達手段」である負担金制度を手放すことをしなかった。

1985年に、それまでのNTT公社が民営化されて株式会社、すなわち営利法人になった。政府は法律を制定して新NTTの株式を無償で入手し、これを市場に売り出して多額の収入を得た。この時に加入者・国民は、過去において支払った「負担金」が実質上公社に対する出資金でもあったことを主張し、新NTTの株式を加入者に配付すべきことを要求することも可能であった。しかしながら実際にはそのような主張・要求はなされず、また民営化を検討した委員会等でも問題にならなかった。当時（1980年代前半）は、政府が関連する経済活動における「公正・公平原則」の必要はまだ広く知られるにいたらず、また（加入権市場が機能していたために）「負担金は加入権市場でいつでも回収できる」とする理解が一般的であったためであろう。

そして1990年代後半から加入者数が純減に転じ、加入権市場が超過供給の状態になって市場価格は負担金を大幅に下回るようになった。これに伴って加入権市場関係の事業も漸次縮小したが、NTTが新規加入に負担金を要求する制度が続いている間は細々ながら存続している。一般の加入者は、かつて多額の負担金を支払って入手した加入権の市場価値がゼロに近づき、負担金制度が廃止されるのを、割り切れない気持で眺めている。

「公正・公平の原則」に照らして考えたとき、上記の経緯において明らかに同原則に反する事項が含まれているだろうか。すでに述べたように、負担金の経済的性格は当初の出資金から前払い金に漸次変化し、現在は負担金よりもはるかに低い金額で加入権を入手できる。また負担金についての法令に、これがすべて電話サービス対価に充てられるべき前払い金であるとする明文規定があるわけではない。さらに、負担金を出資金として扱うことを排除する明文規定も無い。明文規定は、加入権を入手するために負担金を支払う必要があることと、加入権を手放すときに負担金は返却されないことを定めているだけである。したがってこれらの点からは、「加入者が加入権の価値がゼロに近づくことについて納得できない」と考えることについてその是非を述べることはできない。

## VI. 結論

最後に「負担金制度」自体についての筆者の考えをまとめておこう。本文に述べたように、同制度がNTTによる日本の電話網・通信網の急速建設のために大きな役割を果たしたことは確かである。しかしながら、同制度にかかる加入者とNTTとの間の「金銭の授受」の性格について法律・制度的に曖昧な点を残し、政府事業から公社への転換の際、およびNTT公社から同株式会社への転換の際にこの点を明確化することを怠ったために、負担金制度を廃止する段階になって、加入者・国民の一部から「政府は根拠に不明確な点を残したまま、国民から財産を取り上げたのではないか」との批判を受けることになった。このことから、われわれは次のことを学ぶことができるだろう。それは、通常の市場取引においてはもとよりだが、とりわけ政府（狭義の政府に加え、政府規制等が加えられた結果、通常の市場取引原則・会計原則に従わない組織・企業体を含む）と国民との間の「金銭の授受」については、その性格を当初から明確・詳細に定め、当事者間で疑問の余地を残さないことが必要である、ということである<sup>24</sup>。

---

<sup>24</sup> 最近において筆者は、現行の「電波法」が定める電波利用料規定の条文中に、「電波料収入の増大」のみを目的としていると考えるほかはない条項、すなわち電波法冒頭に記されている電波監理の目的と矛盾する条項を発見して愕然とした経験がある。負担金の場合は、法律に明確な規定が欠けていることが問題

## 参考文献

- 朝日新聞[2004]、「電話加入権 “段階的廃止答申” 計 4 兆円、返金なし 情報審」、2004 年 10 月 20 日。
- [2006]、「加入料下げ集団提訴へ」、2006 年 5 月 22 日。
- 井上照幸[2002]、『電電民営化過程の研究』、エルコ、2000 年 3 月 31 日。
- [2004]、『テレコムビジネス年表 1945~2003』、大月書店、2004 年 2 月 29 日。
- 鬼木甫[1996]、『情報ハイウェイ建設のエコノミクス』、日本評論社、1996 年 2 月。
- [2004]、「『電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）～電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方～』（平成 16 年 7 月）に関する意見」（パブリックコメント）、2004 年 8 月。（<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200408b.html>）
- [2005]、「『通信・放送インフラ』供給における独占と公平・公正競争」、『大阪学院大学経済論集』19 巻 1 号、2005 年 6 月、pp.1-44。  
（<http://www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/noframe/jpn/publication/200506.html>）
- 城水元二郎[2004]、『電気通信物語——通信ネットワークを変えてきたもの』、オーム社、2004 年 5 月 15 日。
- 情報通信審議会[2004]、『平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について：答申』、2004 年 10 月 19 日。（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019\\_7-1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019_7-1.pdf)）
- 総務省[2006]、『IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方について—新競争促進プログラム 2010—（報告書案）』、2006 年 7 月。（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060719\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060719_2.html)）
- 日本経済新聞[2004]、「NTT 電話加入権、半額の 3 万 6000 円程度に---来春にも、最終的には廃止」2004 年 10 月 13 日。
- NTT（日本電信電話株式会社）[1996a]、『NTT の 10 年 1985→1995：サービス・技術編』、1996 年 7 月。

---

であったが、電波利用料におけるこの場合は、法律自体が問題を含んでいるにもかかわらず、これがチェックされないまま立法・施行されているのである（鬼木[2004]、第IV節）。このようなことが続けば、基準に合致しない機械やソフトウェアがシステム全体にトラブルを及ぼすのと同じように、法律に基づいて運行している社会経済システムの漸次的劣化・崩壊を招くのではないかと怖れている。

--- [1996b]、『NTTの10年 1985→1995：資料編』、1996年7月。

--- [1996c]、『NTTの10年 1985→1995：通史編』、1996年7月。

NTT[2004a]、『有価証券報告書総覧：平成16年』、2004年6月29日。

NTT[2004b]、『施設設置負担金の見直しについて』および（同別添）『施設設置負担金についての説明資料』、NTT西日本 News Release、2004年11月5日。

(<http://www.ntt-west.co.jp/news/0411/041105c.html>)

日本電信電話公社[1984]、『加入者債券の記録』、1984年4月20日。

通信総合博物館[1990]（監修）、『日本人とテレフォン——明治・大正・昭和期の電話世相史』、NTT出版、1990年9月20日。

福島雄一[2002]、『にっぽん無線通信史』、朱鳥社、2002年12月31日。

若井登、高橋雄造[1994]（編）、『てれこむノ夜明ヶ——黎明期の本邦電気通信史』、(財)電気通信振興会、1994年6月1日。